



住民基本台帳法に基づく本人確認情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年7月16日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第45号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の開示等に関する規則（平成14年長野県規則第45号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

住民基本台帳法に基づく本人確認情報等の開示等に関する規則

第1条中「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例」を「住民基本台帳法に基づく本人確認情報等の保護に関する条例」に、「の本人確認情報」を「の本人確認情報等」に改める。

第2条の見出しを「(本人確認情報等開示請求書)」に改め、同条中「の規定」を「(同法第30条の44の13において読み替えて準用する場合を含む。)」の規定に、「本人確認情報の」を「本人確認情報等の」に、「本人確認情報開示請求書」を「本人確認情報等開示請求書」に改める。

第3条から第5条までの規定中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改める。

第6条の見出しを「(本人確認情報等訂正申出書)」に改め、同条中「に規定する本人確認情報」を「(同法第30条の44の13において準用する場合を含む。)」に規定する本人確認情報等に、「本人確認情報訂正申出書」を「本人確認情報等訂正申出書」に改める。

様式第1号中「本人確認情報開示請求書」を「本人確認情報等開示請求書」に、

「

住民基本台帳法第30条の32第1項の規定により、本人確認情報の開示を請求します。

(法定代理人が請求する場合に記入してください。)

開示請求に係る 本人の住所・氏名	
---------------------	--

を

「

住民基本台帳法第30条の32第1項（同法第30条の44の13において読み替えて準用する場合を含む。）」の規定により、本人確認情報等の開示を請求します。

開示請求に係る 本人確認情報等の種別	(該当する□内にレ印を記入してください。) □ 本人確認情報 □ 附票本人確認情報
開示請求に係る 本人の住所・氏名	(法定代理人が請求する場合に記入してください。)

に改める。

様式第2号中「本人確認情報訂正申出書」を「本人確認情報等訂正申出書」に、「本人確認情報に」を「本人確認情報等に」に、「の規定」を「(同法第30条の44の13において準用する場合を含む。)」の規定に、

「

訂正の内容	
-------	--

を

訂正申出に係る 本人確認情報等の種別	(該当する□内にレ印を記入してください。) <input type="checkbox"/> 本人確認情報 <input type="checkbox"/> 附票本人確認情報
訂正の内容	

に改め、同様式の注中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(用紙の使用に関する経過措置)
- この規則の施行前に、この規則による改正前の住民基本台帳法に基づく本人確認情報の開示等に関する規則の規定に基づいて作成した用紙は、当分の間、使用することができる。

市町村課

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年7月16日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第46号

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第14条第3号中「20人」を「15人」に改め、同条第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この規則による改正後の児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則第14条第3号及び第4号の規定は、適用しない。この場合において、この規則による改正前の児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則第14条第3号及び第4号の規定は、この規則の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

こども・家庭課